

令和 7 年 1 2 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
1 2 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 7 年 1 2 月 1 5 日(月) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	欠	1 1	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	1 2	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	1 3	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	1 4	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	1 5	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	1 6	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	1 8	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	1 9	今 野 由 喜	出
1 0	鎌 田 宣 義	欠			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

原町区 林崎 修一

鹿島区 西 達也

小高区 笈田 栄一

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 大坪 勇彦

主 査 宮本 達男

副主査 米本 一樹

農地集積課

主 幹 束岡 裕晃

係 長 但野 典康

主 査 遠藤 昌治

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 52 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 53 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 54 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 55 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	報告第 56 号	違反転用事案の報告について
日程第 8	議案第 129 号	農業委員会に対する事務委任の協議について
日程第 9	議案第 130 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 10	議案第 131 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 11	議案第 132 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 12	議案第 133 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (市許可分)
日程第 13	議案第 134 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について (県許可分)
日程第 14	議案第 135 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (市許可分)
日程第 15	議案第 136 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について (県許可分)
日程第 16	議案第 137 号	農地法第 4 条の規定によるの許可申請について (市許可分)
日程第 17	議案第 138 号	農地法第 4 条の規定によるの許可申請について (県許可分)
日程第 18	議案第 139 号	現況確認証明申請について
日程第 19	議案第 140 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和７年１２月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、１番委員、１０番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により、定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１１番委員、１２番委員、１３番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１１月２６日と２７日、東京都内で開催された、福島県農業会議主催の本県選出国會議員への要請集会や、全国農業委員会会長代表者集会などに出席をいたしました。２６日は、県内の農業委員会会長が一堂に会する農政懇談会に出席し、情報交換をしながら親睦を深めました。２７日には、９名の県選出国會議員に対して、農畜産物の適正な価格形成の基準を構築することなど、農業構造転換の実現に向けた施策の見直しをはじめ、地域計画の実現に向けた補助事業の検討や、担い手と新規就農者に対する支援策の強化などを要請いたしました。代表者集会では、国の令和８年度農業関係予算の確保に向けた要請を含む、議案３件を満場一致で決議しました。また、先進的に取り組む農業委員会から活動事例が発表され、有意義な集会となりました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第５２号「専決処分の報告について」を議題といたします。報告が５件ございますが、このうち専決第２５号から２８号までの４件は、同じ地区に関するものですので、一つにまとめて報告をいただき、審議をお願いいたします。初めに、専決第２５号から２８号までについて、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第５２号専決第２５号から２８号についてご説明いたします。議案書の３ページから６ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が農地の出し手及び受け手の双方からありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、農地の出し手及び受け手それぞれに対して、調整委員２名の指名を専決いたしました。なお、専決第２５号及び２６号に係る結果については、報告第５３号にて報告いたします。また、専決第２７号及び２８号に係る結果については、報告第

5 4 号にて報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 2 9 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 5 2 号専決第 2 9 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページになります。福島地方環境事務所より、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、農業の用に供されている旨の証明書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が 1 件ありました。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 5 3 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 1 7 番委員からの報告を求めます。

1 7 番委員 報告第 5 3 号について説明いたします。議案書の 9 ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る 1 2 月 8 日の午前 1 0 時より、南相馬市役所北庁舎 2 階打ち合わせスペース東側において、出し手 1 名、受け手 1 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。協議内容についてご説明いたします。まず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から田 1 0 アール当たり 3 0 万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、田 1 0 アール当たり 3 0 万円で公社が購入することとなりました。売買代金は 5 4 万 6 , 0 0 0 円となり、公社手数料として 5 , 4 0 0 円を差し引き、支払い額は 5 4 万 6 0 0 円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から、田 1 0 ア

ール当たり３０万８，７３６円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め５６万１，９００円となりました。なお、この件は、議案第１３０号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほどご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第５４号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１７番委員からの報告を求めます。

１７番委員 報告第５４号について説明いたします。議案書の１０ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を同時に行ったものです。去る１２月８日午前１０時３０分より、南相馬市役所北庁舎２階打ち合わせスペース東側において、出し手１名、受け手１名、調整委員２名、事務局１名により開催いたしました。協議内容についてご説明いたします。先ず、出し手から公社への売買について申し上げます。出し手側から田１０アール当たり５０万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、田１０アール当たり５０万円で公社が購入することとなりました。売買代金は１３７万５００円となり、公社手数料として１万３，７００円を差し引き、支払い額は１３５万６，８００円となります。

次に、公社から受け手への売買について申し上げます。公社側から田１０アール当たり５１万１，８２０円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等を含め１４０万２，９００円となりました。なお、この件は、議案第１３０号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほどご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 5 5 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 5 5 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページから 1 9 ページになります。今回 5 1 件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 5 6 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 5 6 号についてご説明をいたします。議案書の 2 0 ページから 2 1 ページ、整理番号 1 番から 3 番につきまして、違反転用の種類、発生年月日等は記載のとおりでございます。先ず、整理番号 1 番ですが、昭和 4 6 年頃に土地所有者の父親が当該農地 2 8 0 平方メートルの転用許可を受け、住宅を建築しましたが、現在の地積が 2 9 7 平方メートルであり、当初許可面積との差分である 1 7 平方メートルが未許可の状態のまま住宅用地として使用されております。今般、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 2 番ですが、昭和 5 5 年頃に畑の進入路として整備し、現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号 3 番ですが、平成 2 8 年頃に駐車場を整備し、現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 1 2 9 号「農業委員会に対する事務委任の協議について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第 1 2 9 号についてご説明をいたします。議案書 2 2 ページから 2 7 ページでございます。2 3 ページにございますとおり、令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けにて、南相馬市農業委員会に対する事務委任規則を一部改正し、市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に事務委任するため、及び委任事務の整理について、協議の申し入れをさせていただきました。概要については 2 4 ページのとおりです。改正概要の 1 番でございますが、こちらが主となる改正になります。農地中間管理機構特例事業（農地売買等事業）の業務を追加するという内容になっております。この業務については、福島県農業振興公社が定めた規定に定められておりますことから、現在も農業委員会が農地売買等事業の業務を行っているところです。この業務を行うに当たっては、公社との業務委託契約が特になく、農業委員会が公社の業務に協力しているという位置づけでございました。この度、公社と市との間で委託契約を結びたいと公社から説明がありまして、公社から市に委託費が支払われることになりました。これは来年度からでございますが、業務については農業委員会が引き続き行うことになりますことから、市から農業委員会に業務を委任することを整理する必要がありますので、事務委任規則にこの業務を追加するのが、改正の一つ目となっております。

次に、現在実施されていない業務の削除についてです。2 5 ページに現行の事務委任規則を載せておりますが、現在実施されていない業務として、「農地保有合理化促進事業等業務委託実施要領に基づき、財団法人福島県農業振興公社から委託された業務に関すること」、「農業経営基盤強化促進法に基づく要件設定等促進事業に係る事務に関すること」、「南相馬市規模拡大農家育成奨励金交付事業に係る事務に関すること」この三つについて、今回の改正に併せて削除するということでございます。

最後でございますが、施行日は令和 8 年 4 月 1 日付けとなり、公社と市との契約も 4 月 1 日付けで行われることになる予定でございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

1 5 番委員 委託費が市に支払われるとのことでございますが、農地の売買取引時に係る手数料にも関わるものなのでしょうか。

農地集積課 先ず、契約をすることによりまして、基本額として売買契約の有無に関わらず、1 万円が委託費として支払われるという内容になっています。また、売買どちら

も1件当たり5,000円という金額が示されております。来年度の見込みとしては、基本額として1万円、買い入れと売り渡しともにそれぞれ9件ずつで4万5,000円、合計10万円を見込んでおります。委託費は一旦市に入ってきますが、これは農業委員会の予算に全て充当することになっています。今ほど質問のありました、売買契約事務に係る手数料に関わりがあるかについては、公社から示されておられませんので、増えることはないとの認識でおります。以上です。

15番委員 はい、承知いたしました。

議 長 そのほか、質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第130号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、3.利用権設定関係にあります32ページの整理番号18番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、11番委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号18番の説明を求めます。

農地集積課 議案130号については、市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものであります。それでは、議案書の32ページ、整理番号18番についてご説明申し上げます。こちらの案件は原町区矢川原地区におけるほ場整備事業の換地に伴う新規契約となります。受け手については、議案書の36ページの整理番号52番になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。１１番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは残り全部について審議をいたします。農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第１３０号の残り全部についてご説明申し上げます。議案書の２８ページから３８ページまでとなります。所有権移転が３件、利用権設定が６７件、再転貸が２件となります。議案書２９ページ、整理番号１番から３番の所有権移転につきましては、先ほど報告第５３号及び５４号にて報告のありました内容に係る案件でございます。

次に、議案書３０ページ、整理番号１番から４番につきましては、鹿島区浮田地区及び小山田地区における担い手への集積による新規契約となります。受け手につきましては、議案書３０ページの整理番号２番及び４番になります。

次に、議案書の３１ページから３６ページ、整理番号１番から５３番につきましては、原町区矢川原地区におけるほ場整備事業の換地に伴う新規契約となります。受け手につきましては、議案書３６ページの整理番号５２番及び５３番になります。

次に、議案書の３６ページ、整理番号５４番から５９番につきましては、原町区一般地区における担い手への集積による新規契約となります。受け手につきましては、議案書３６ページの整理番号５５番、５７番、５９番となります。

次に、議案書の３７ページ、整理番号６０番から６１番につきましては、小高区北部地区における担い手への集積による新規契約となります。受け手につきましては、議案書３７ページの整理番号６１番となります。

次に、議案書の３７ページ、整理番号６２番から６３番につきましては、小高区東部地区における担い手への集積による新規契約となります。受け手については、議案書３７ページの整理番号６３番となります。

次に、議案書の３８ページ、整理番号１番及び２番につきましては、原町区一般地区におけます再転貸の契約となります。いずれの案件も賃借料については、貸し手と借り手の双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 131 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 131 号についてご説明いたします。議案書の 39 ページから 41 ページになります。別に配付しております正誤表のとおり、39 ページの申請番号 1 番につきましては、申請取り下げがありましたので、案件削除となります。申請番号 2 番から 8 番について、詳細は記載のとおりでございます。各調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 132 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に申請番号 2 番を審議いたします。それでは、農業委員会法第 31 条の規定により、林崎推進委員にはこの間退席をお願いいたします。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局から申請番号 2 番の説明を求めます。

事務局 議案第 132 号申請番号 2 番についてご説明いたします。議案書の 42 ページになります。申請番号 2 番について、詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、許可要件を満たしているとの報告があったところです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。林崎推進委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは、残り 1 件を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりであります。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 3 3 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 3 号についてご説明をいたします。議案書の 4 3 ページから 4 4 ページ、申請番号 1 番から 3 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 1 3 3 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページです。去る 1 2 月 8 日午前 9 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、1 7 番委員。

1 7 番委員 議案第 1 3 3 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 2 ページです。去る 1 2 月 6 日午前 1 1 時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に従い、聞き取り及び現地の調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ありませんでした。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 3 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 1 3 3 号申請番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 3 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 2 月 1 4 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 3 4 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１３４号についてご説明をいたします。議案書の４５ページ、申請番号１番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。都市計画用途地域内の農地に宅地分譲地を１１区画整備するものとなっております。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号１番について、３番委員。

３番委員 議案第１３４号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は４ページです。申請内容は記載のとおりです。去る１２月１４日午前１０時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１４、議案第１３５号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１３５号についてご説明をいたします。議案書の４６ページ、申請番号１番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。報告第５６号整理番号１番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号１番について、３番委員。

３番委員 議案第１３５号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は３ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１２月１４

日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第136号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第136号についてご説明をいたします。議案書の47ページから50ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。先ず、申請番号1番につきまして、原野に建築された太陽光発電所につきまして、一部農地への移転が必要となったため、転用許可を受けるものとなっております。

 続きまして、申請番号2番ですが、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための申請となっております。

 続きまして、申請番号3番ですが、ヒサカキを営農する営農型発電所において、令和8年1月15日で一時転用期間が満了することから、転用期間を更新するものとなっております。なお、これまでの営農状況報告では収量低下等の問題がないことを確認しております。

 続きまして、申請番号4番ですが、みょうがを営農する営農型発電所において、令和8年2月22日で一時転用期間が満了することから、転用期間を更新するものとなっております。今般、転用許可の更新に併せ、発電設備下で新たに緑肥用ひまわりとおたふく南天を作付する計画となっております。発電施設の面積が広大であるため、去る12月10日、福島県常設審議委員の同行のもと、現地調査を行っております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番についてですが、現地調査委員の10番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第136号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページのとおりでございます。去る12月5日、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしていると判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続きまして、申請番号2番について、現地調査委員の1番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第136号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページのとおりでございます。去る12月9日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしていると判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続きまして、申請番号3番及び4番について、6番委員。

6番委員 議案第136号申請番号3番について、現地調査の報告を申し上げます。申請内容は記載のとおりになっております。現地案内図は4ページになります。去る12月10日午前10時より、被設定人立ち会いのもと、調査項目に基づき、現地調査を行いました。立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。また、営農型太陽光発電に伴う農水省のガイドラインからも、下部の農地における雑草管理や生育状況も良好であり、収穫量も地域平均単収の8割以上を確保していることから、更新申請どおり3年が妥当と判断しました。

引き続き、議案第136号申請番号4番について、報告申し上げます。申請内容は記載のとおりになっております。現地案内図は8ページになります。去る12月11日午後3時より、被設定人1名立ち会いのもと、福島県常設審議委員、農業委員会会長、事務局、私の4名で現地調査を行いました。この案件は、畑26筆面積8万2,333平方メートルの大規模な営農型太陽光発電であり、今回4回目の更新となりますが、一般基準、立地基準には問題はないと判断しております。被設定人より、栽培の状況、収穫状況、問題点等の説明を受け、そのことに対して、指導助言を行っております。その中で、農水省で出している営農型太陽光発電のガイドラインにおける地域平均単収の8割にはまだ届いていないという状況であり、収穫の遅れなどから、販売率が68パーセントしかないという状況になっております。そのうち、約半分以上が下等級品になっていることから、大規模な営農における植栽の方法や栽培管理の方法等を指導してきたところで

ございます。指摘事項に対し、栽培管理者は非常に紳士的に取り組んでおるところですが、生産量の確保と製品率の改善に向け、県及び専門家の栽培指導を仰ぎ、栽培体系の見直しや、土づくりのための堆肥や籾殻の投入を行う等、非常に生産意欲が高いことを考えられます。今後の経過観察が必要なことから、調査委員総意のもと、更新期間3年の申請であります。2年が妥当と判断しました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 申請番号4番について、この営農者は本当に情熱を持って営農されてるという部分は私も承知しておりまして、経過視察なんですけれども、どのくらいの頻度で今後行っていく計画でしょうか。

事務局 こちらの営農型発電所につきましては、今年の7月に農地専門委員会を開催し、現地視察をしてきたところでございます。来年度につきましても、同じように農地専門委員会を開催して現地を確認し、都度指導を行っていくか、それとも、1年に1回ではなくて、数か月に1回という形でスケジュールを組んで、担当委員に現地調査をしていただくような、そういった内容を今後検討していきたいと思っております。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。そのほか質疑等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号の4番を除いて、原案のとおり県知事に意見を送付することといたします。申請番号4番については、先ほど6番委員から報告がありましたとおり、許可期間を2年とする意見を付した上で県知事に送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第137号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第137号についてご説明いたします。議案書の51ページ、申請番号1

番から３番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号１番及び２番につきましては、報告第５６号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号３番についてですが、農作業の効率化を目的とした盛土による農地改良を行うため、工事期間３年の一時転用許可を申請するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番についてですが、現地調査委員の１番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第１３７号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は９ページです。去る１２月９日午前９時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号２番について、９番委員。

９番委員 議案第１３７号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１０ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る１２月８日午前１０時３０分頃、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号３番について、６番委員。

６番委員 議案第１３７号申請番号３番について、現地調査の報告を申し上げます。申請内容は記載のとおりで、現地案内図は１１ページになります。去る１２月１０日午後１時２０分頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 138 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 138 号についてご説明いたします。議案書の 52 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。この案件は、第 1 種農地を転用するものでございますが、事業総面積に対し、第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えず、第 1 種農地の転用不許可の例外に該当するため、妥当であると判断をしております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 138 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 12 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 12 月 8 日午前 10 時頃、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 18、議案第 139 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 139 号についてご説明いたします。議案書の 53 ページ、申請番号 1 番につきまして、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりでございます。申請のありました土地 1 筆を非農地と判断いたしました。この件につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員 議案第 1 3 9 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。去る 1 2 月 5 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局 1 名、合計 4 名で現地調査を行いました。現地案内図は 1 3 ページです。不整形かつ雑木が生い茂り、森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 9、議案第 1 4 0 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 4 0 号についてご説明いたします。令和 7 年 8 月 2 6 日付けで、一般社団法人全国農業会議所が発出しました、農業委員会の法令遵守の実施について、総務企画専門委員会での審議を経まして、1 1 月定例総会で報告し、承認をされましたことから、本市においても綱紀粛正の徹底を図り、申し合わせを決議するため、次のとおり提出するものでございます。議案書 5 5 ページでございます。下記の 1 番、2 番の部分でございます。一つ目、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 3 1 条の議事参与の制限、同第 3 3 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。二つ目、委員及び職員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する。令和 7 年 1 2 月 1 5 日、南相馬市農業委員会。以上でございます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告５件及び議案１２件、合わせて１７件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の１２月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

（閉会 午後２時５６分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和８年１月１６日

議事録署名人（１１番・イノウエ ジュンコ）

議事録署名人（１２番・スギモト マサヒロ）

議事録署名人（１３番・ハマダ ケンジ）
